

平成 30 年 6 月 19 日現在

機関番号：32617

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K04375

研究課題名(和文) 非行少年の社会復帰とその支援に関する教育学的研究

研究課題名(英文) Pedagogical Studies on Support for Reentry of Juvenile Delinquents

研究代表者

伊藤 茂樹 (ITO, SHIGEKI)

駒澤大学・総合教育研究部・教授

研究者番号：70251569

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：少年院に送致された非行少年に対する社会復帰支援は、少年院での矯正教育(施設内処遇)と出院後の保護観察(社会内処遇)として行われているが、日本において両者は制度的に分離しているほか、統制された施設とノイズに満ちた社会の間の環境面での「落差」が様々な困難を生んでいる。しかし更生保護の現場においては、施設内処遇の成果を踏まえつつ、保護司と保護観察官、更生保護施設の職員らがこの落差を調整しながら、少年の社会への「ソフトランディング」を可能にするべく支援や調整を行っている現状が明らかになった。

研究成果の概要(英文)：Support for reentry of juvenile delinquents sent to juvenile training schools is conducted through correctional education (treatment in facilities) and parole (treatment in society). However, administrative separation of correction and rehabilitation, large environmental gap between highly controlled institution and the community full of "noise" cause various difficulties for both juveniles and those engaged in support. Under these circumstances, probation officers, volunteer probation officers, and staff of rehabilitation facilities are conducting various support for juveniles and coordination of environment towards their smooth reentry.

研究分野：Sociology of Education

キーワード：juvenile delinquent reentry parole support

1. 研究開始当初の背景

代表者らは2005年以来、法務省矯正局の協力を得て、少年院における矯正教育の実際と課題について、主に教育学的な観点から調査研究を行い、日本の少年院教育がかなりの程度効果的に行われているという事実と、そのメカニズムを明らかにしてきた。とはいえ、少年院は外部社会から閉ざされた特殊な環境であり、矯正教育の効果は外部の「ノイズ」をほぼ除去した環境ゆえに生じている面がある。しかも、少年が出院後に帰住するのは多くの場合、それとは対照的な望ましくない環境である。そのため、少年院では更生が進んでいるように見えた少年が、出院後まもなく再非行を犯すこともしばしばある。施設内処遇の効果を持続させ、更生や社会復帰を円滑に図っていくために、出院後は原則として更生保護に引き継がれ、保護観察(二号観察)が行われる。民間人である保護司によって主に行われるこのシステムの効果は小さくないが、施設内処遇からの連続性が十分に保たれているわけではないという現状が、上述のような再非行につながっている可能性がある。施設内/社会内処遇が法務省矯正局及び同保護局という別の部署によって所管されていることもあり、「矯正と保護の連携」はスローガンにとどまっている観もある。こうした状況は、施設内/社会内処遇が少年の更生や社会復帰という共通の目的の実現に十分寄与できていない事態につながっている。少年院での矯正教育の成果と限界や問題点をふまえたうえで、社会内処遇における課題を探り、施設内処遇をどのように社会内処遇に接続していくべきか、教育学的に明らかにすることの必要性があった。

2. 研究の目的

まず、少年院での矯正教育が長期的に見て少年の更生、社会復帰に寄与しているか否か、個々の教育プログラムや働きかけと、矯正教育全体のそれぞれについて検証する。また、それらをより効果的に社会復帰につなげるために、どのような形で保護観察に接続していけばよいかについての示唆を得る。これについては、家庭に帰住する少年と、更生保護施設に入所するより困難な状況の少年との異同についても明らかにする。また、出院者が置かれた状況、社会復帰のために必要な支援や資源とその供給の状況などの把握を通じて、効果的な支援のあり方についての見通しを得る。これらは、出院者の属性や帰住先、希望する進路などによっても当然異なり、可能な限りそれらの多様性を確保して調査を行うことで、よりきめ細かい把握が可能になる。さらに、就労と就学という2つの主要な社会復帰の方法について、それぞれの実態を調査することを通じてメリット/デメリットを検討することで、出院者自身も支援する側も就労を第一に考えがちな現状について、批判的な考察を行う。

3. 研究の方法

(1)保護司・保護観察官調査

少年院出院者への保護観察を担う保護司及びそれを統括する保護観察官への調査を通じて、彼らの専門性、そこで果たされている教育的機能、施設内処遇との連続性等について明らかにした。具体的には、少年院出院者を社会復帰に導くにあたって、何を社会復帰ととらえ、そのためにどのような働きかけをしているのか、その際にどのような困難を経験しているのか、また施設内処遇をどのように理解し、連続性を保っている/いないのか等について、保護司及び保護観察官への聞き取り調査を、東日本及び西日本(各1か所)の保護観察所、保護司会の協力を得て実施した。

(2)施設調査

出院後に家庭に帰住することができなかった者は、更生保護施設で社会における居場所を自ら作り上げていくことから更生への道を歩み始めざるを得ない。更生保護施設では出院者を社会に「軟着陸」させるために、生活の基盤となる就労や、家族関係や対人関係に関する支援が行われているが、その構造や機能、困難や課題についての検討は十分に行われていない。ここで出院者が直面する困難も含め、東京都内の女子対象の更生保護施設で聞き取り調査を実施した。

(3)就学支援調査

就学という形での社会復帰は、出院者の多くが学校に親和的でなかったこと、経済的負担が大きいことなどから積極的には選択されないが、入院前の人間関係からの離脱と、時間はかかっても安定的な就労につながる可能性が高いというメリットがある。これまで就学支援があまり推奨されてこなかった背景には、就学の必要性についての理論的根拠が欠けていたことも指摘できる。しかし、少年院における高卒認定試験の受験機会の拡大など、学校教育の必要性についての認識は高まっており、改めて議論の必要がある。こうした関心に基づき、就学支援の現状と課題について、聞き取り調査を実施した。

(4)就労支援調査

社会復帰の方法として就労は第一の選択肢である。多くの出院者は家族や友人など入院前からの人間関係を通して職を得るが、これは比較的容易である一方、非行につながった人間関係が再開したり、不安定な雇用ゆえ生活が安定しないという問題をはらむ。こうした問題に関して、少年院及び、出院者や元受刑者の就労を支援する団体や関係者への聞き取りを通じて明らかにする。

(5)国際比較調査

日本における非行少年への社会復帰支援は、少年院における施設内処遇が少なからぬ成

果を挙げている一方、社会内処遇への接続が十分になされていない状況がある。これは世界的に見てどうであるのか、他国の状況との比較により明らかにする必要があり、アメリカ合衆国（ルイジアナ州、ニューヨーク州）において調査を行った。

4. 研究成果

研究全体を通じて、非行少年に対する施設内処遇と社会内処遇が「分断」されているという、かなりの程度日本に特有の状況が、彼らの社会復帰に向けた支援のあり方や課題を大きく規定していることが明らかになった。

(1)まず保護司・保護観察官については、社会内処遇を中心的に担う前者と、彼らを後方から支援する後者という関係がある。更生保護活動は指導や統制という教育的働きかけと、援助という福祉的働きかけという二面性を持ち、（閉鎖的な矯正施設と異なり）ノイズの多い社会という環境で、なおかつ到達点としての「更生」がどのようなものか、具体的にイメージしにくいという困難な状況下で行われている。

保護観察官は「権威的な場におけるケースワーク」を行うが、少年の心情に配慮しながら保護司との協働関係を構築し、矯正教育との関連において目標を再設定し、家族を支援者として取り込んで教育的支援を行っている。しかし、施設内処遇に比べると例えば対象者の友人関係など不可視な領域が大きく、そこをいかに可視化するか、すべきかという課題がある。

一方保護司は、その「地域性」の意義が指摘されてきたが、これは保護司のリクルート、地域性への通暁、支援における地域資源の活用などの点で更生支援の資源となる一方、保護司と対象者が面識がある、対象者へのラベリングなどの点で妨げにもなる。彼らによれば、主に家庭環境の脆弱さに起因する様々な「不足」を抱えた少年たちに対する支援は、その成果が予測不可能かつ不確定なものであり、「うまくいかなかった」「困難を感じた」ケースについての語りが多くを占める。また少年院での教育に対しては両義的な評価がなされている。

これらから、支援の対象が少年自身のみならず、少年を取り巻く環境（主に家族）を含まざるを得ないこと、さらに、司法のみならず、福祉、医療、教育も関わり、更生や立ち直りのめざすべき地点をめぐって社会的に共通理解を形成する必要性が示唆された。

(2)更生保護施設では、社会内における処遇の専門施設であり、社会へのソフトランディングを担う中間施設という独特の位置ゆえの困難と、それに対処する実践の特色が見出された。

すべてが統制された環境である少年院で、

それを背景に高い水準で「望ましい変容」を遂げつつあった少年は、自由度が高い一方、構成を阻む要因に満ちた社会に戻ったとき、その「落差」ゆえに適応が困難になり、そのことが変容に向けての「物語」をネガティブな方向に改訂するリスクが高まる。こうした問題は無断外泊などの形でしばしば顕在化するが、それに対して職員は、不安や焦りを背景とした自律に向けた意志の現れのひとつととらえ、言葉や経験を与えるという形で「解釈」に介入して物語の維持や改訂に参加する。それによって少年は状況を客観的にとらえたり、問題を「外在化」することが可能になる。これは、個人の強化を図ったり就労や家庭環境に介入するのではなく、少年をめぐる物語環境を調整するという働きかけであり、経済的に自立可能な職を見つけて定着し、自身の問題行動への対処法や支援とのつながりを確立するといった困難な課題への取り組みを支援している。またここでは、施設内処遇との連続性を維持しながらも、それによって高められた「理想」と出院後の「現実」との落差に対して、徐々に規制を緩めるといった形で「段階的な調整」が行われている。

(3)就学支援は、従来非行少年の社会復帰のルートとして大多数を占めてきた就労に加えてその意義が認識され、法務省も少年院において推進を始めている。しかし「就学支援」と呼ばれるこの政策は、現状では高校卒業程度認定試験の受験機会の拡充とそれに向けた学習支援が中心であり、高校への「就学」すなわち進学や復学はレアケースにとどまっている。ただしこれは経済的な負担の重さや、非行歴のある少年に対する学校側の忌避という要因もあり、社会の側の問題も大きい。

「就学」「就学」支援の意義は、学力の向上や学歴を得させるという手段的な側面にとどまらない。他者と議論したり協働する、批判的・反省的な思考を試みるといった学習の過程を通じて時間的・空間的に視野を広げ、表層的な知識や試験に合格する学力にとどまらない、生きていくための広義の「教養」を身につけるといった意義も有するはずである。そのための指導はどうあるべきかを明らかにするという課題が課せられている。

(4)国際比較調査においては、アメリカ合衆国における少年司法が再び少年の可塑性、成人との異質性を前提に、保護主義的な方向へ転換しつつあることが様々に見出された。厳罰化/保護主義という軸に加えて、施設内処遇から社会内処遇へのシフトはより長期的な趨勢としてあり、中間的施設などを活用した社会内処遇の拡充も進んでいる。またこのような支援が可能になる前提として、施設内処遇と社会内処遇が分断されておらず、一貫した支援を計画、実施する体制があり、日本との大きな差異である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

伊藤茂樹・仲野由佳理・後藤弘子「ワシントン州の少年矯正関連施設：実地調査から日米比較の可能性の検討へ」『駒澤大学教育学研究論集』、査読無、34巻、83-100頁、2018年

仲野由佳理「少年院から社会への移行における更生保護施設の役割 - 更生保護施設職員の語りにおける「矯正教育における変容」のその後」『教育学雑誌』、査読有、53巻、33-48頁、2017年

https://doi.org/10.20554/nihondaigakuyouikugakkai.53_0_33

仲野由佳理「保護観察官による更生/立ち直り支援の技術：保護観察官へのインタビュー調査から」『更生保護学研究』、査読有、11巻、2017年、46-54頁

[学会発表](計10件)

伊藤茂樹・仲野由佳理・後藤弘子「ワシントン州の少年矯正関連施設：実地調査から日米比較の可能性の検討へ」日本矯正教育学会、中野サンプラザ、2017年

岡邊健・稲葉浩一・仲野由佳理「「立ち直り支援」において地域の持つ意味：非行少年の社会復帰支援と保護司(1)」日本犯罪社会学会、國學院大學、2017年

仲野由佳理・岡邊健・稲葉浩一「保護司の語りにおける「立ち直り」支援の課題：非行少年の社会復帰支援と保護司(2)」日本犯罪社会学会、國學院大學、2017年

仲野由佳理「非行少年の<変容の物語>の継続/改訂における更生保護施設の役割 - 「語る主体への介入」から「物語環境の調整」へ向けて」日本犯罪社会学会、甲南大学、2016年

居郷至伸「更生保護活動における就労支援の意義と課題 - 支援者への聞き取りを踏まえた一考察」日本更生保護学会、早稲田大学、2016年

岩田一正・服部達也・長能浩典・後藤弘子・平井秀幸「矯正教育における「更生的風土」の形成」日本教育学会、北海道大学、2016年

仲野由佳理「少年院からの社会復帰における支援の教育的意義 更生保護施設におけるインタビュー調査から」日本教育社会学会、駒澤大学、2015年

伊藤茂樹・仲野由佳理・加藤倫子「「弱者」としての非行少年への教育的アプローチ 非行少年の社会復帰支援と保護観察官(1)」日本犯罪社会学会、桐蔭横浜大学、2015年

仲野由佳理・伊藤茂樹・加藤倫子「教育的行為としての更生支援活動 非行少年の社会復帰支援と保護観察官(2)」日本犯罪社会学会、桐蔭横浜大学、2015年

加藤倫子・伊藤茂樹・仲野由佳理「「立ち直り」のゴールはいかに設定されるか？ 非行少年の社会復帰支援と保護観察官(3)」日本犯罪社会学会、桐蔭横浜大学、2015年

[図書](計2件)

少年の社会復帰に関する研究会、「非行少年の社会復帰とその支援に関する教育的研究」成果報告書、71頁、2018年

「少年の社会復帰に関する研究会」更生保護施設調査チーム、「少年の社会復帰に関する研究会」更生保護施設調査中間報告書、100頁、2016年

[産業財産権]

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

伊藤 茂樹 (ITO, Shigeki)

駒澤大学・総合教育研究部・教授
研究者番号：70251569

(2)研究分担者

田中 奈緒子 (TANAKA, Naoko)
昭和女子大学・生活機構研究科・教授
研究者番号：50277935

加藤 美帆 (KATO, Miho)
東京外国語大学・大学院総合国際学研究院・
准教授
研究者番号：60432027
(平成28年度まで)

居郷 至伸 (IGO, Yoshinobu)
帝京大学・教育学部・准教授
研究者番号：70586396

加藤 倫子 (KATO, Michiko)
立教大学・社会情報教育研究センター・教育
研究コーディネーター
研究者番号：40756649
(平成28年度まで)

後藤 弘子 (GOTO, Hiroko)
千葉大学・専門法務研究科・教授
研究者番号：70234995
(平成29年度)

(3)連携研究者

()

研究者番号：

(4)研究協力者

仲野 由佳理 (NAKANO, Yukari)